

○伊賀市体育施設条例

平成16年11月 1 日条例第254号

改正

平成17年 3 月14日条例第10号

平成17年 9 月28日条例第62号

平成18年 3 月24日条例第19号

平成20年 9 月29日条例第59号

平成22年 3 月30日条例第10号

伊賀市体育施設条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の体育向上及びレクリエーション活動の振興を図るために体育施設を設置し、その管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 上野運動公園野球場 伊賀市小田町317番地
- (2) 上野運動公園プール 伊賀市小田町393番地
- (3) 上野運動公園競技場 伊賀市小田町470番地
- (4) 上野運動公園スポーツセンター 伊賀市小田町467番地
- (5) 上野運動公園テニスコート 伊賀市小田町580番地 1
- (6) 上野緑ヶ丘テニスコート 伊賀市緑ヶ丘本町4153番地
- (7) 伊賀上野武道館 伊賀市小田町524番地
- (8) ゆめが丘テニスコート 伊賀市ゆめが丘七丁目13番地
- (9) ゆめが丘多目的広場 伊賀市ゆめが丘六丁目 6 番地
- (10) 上野運動公園体育館 伊賀市小田町603番地 1
- (11) いがまちスポーツセンター 伊賀市愛田346番地
- (12) 島ヶ原運動広場 伊賀市島ヶ原4696番地 6
- (13) 阿山第 1 運動公園 伊賀市川合3373番地 1

- (14) 阿山第2運動公園 伊賀市川合3376番地7
- (15) 大山田せせらぎ運動公園 伊賀市平田725番地
- (16) 青山北部公園運動施設 伊賀市阿保158番地
- (17) 青山テニスコート 伊賀市阿保1853番地1
- (18) 青山児童屋内運動場 伊賀市腰山354番地
- (19) 青山グラウンド 伊賀市奥鹿野1988番地1
- (20) 青山上津グラウンド 伊賀市北山1373番地
- (21) 青山高尾グラウンド 伊賀市高尾2505番地
- (22) 青山博要グラウンド 伊賀市種生1367番地
- (23) 青山矢持グラウンド 伊賀市腰山354番地
- (24) 青山上津体育館 伊賀市北山1373番地
- (25) 青山高尾体育館 伊賀市高尾2505番地
- (26) 青山博要体育館 伊賀市種生1367番地
- (27) 大山田東グラウンド 伊賀市猿野1316番地
- (28) 大山田東体育館 伊賀市猿野1316番地

(管理)

第3条 第2条中第18号、第21号から第23号まで、第25号及び第26号については、市が直営する施設（以下「直営施設」という。）とし、同条中第1号から第17号まで、第19号、第20号、第24号、第27号及び第28号については、法人その他の団体であって、市長の指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を行う施設（以下「指定管理施設」という。）とする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 伊賀市体育施設の使用許可に関する業務
- (2) 伊賀市体育施設の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 伊賀市体育施設の維持管理及び軽微な修繕に関する業務
- (4) その他伊賀市体育施設の運営に関する業務のうち市長のみの権限に属する業務

を除き、市長が必要と認めた業務

(指定管理者の指定の期間)

第5条 伊賀市体育施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日）から起算して3年間とする。

(使用の許可)

第6条 直営施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、伊賀市教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の条件)

第7条 直営施設に関して、委員会は、使用許可について、管理上必要な条件を付することができる。

2 指定管理施設に関して、指定管理者は、使用許可について、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の使用を許可しない。

- (1) 管理上支障があると認めたとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認めたとき。
- (3) その他委員会において、適当でないとして認めたとき。

(使用許可の取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことがある。

- (1) 使用目的以外に使用したとき。
- (2) 使用許可の条件にそむいたとき。
- (3) 直営施設は委員会において、必要があると認めたとき。指定管理施設に関しては指定管理者において、必要があると認めたとき。
- (4) 直営施設に関しては、この条例の規定又は委員会の指示に従わないとき。指定管理施設に関しては、この条例又は指定管理者の指示に従わないとき。

(使用時間)

第10条 体育施設の使用時間は、別表第1のとおりとし、準備又は原状に復するために要する時間も含めるものとする。

2 直営施設に関しては、委員会が必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

3 指定管理施設に関しては、あらかじめ委員会の承認を得て指定管理者が必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

(使用料等の収入)

第11条 直営施設の利用者は、別表第8に定める使用料を前納しなければならない。ただし、使用料を前納しがたいときは、委員会の承認を受けて使用後に納付することができる。

2 指定管理施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は指定管理者の収入とする。

3 指定管理施設の利用料金は、指定管理者が別表第2から別表第7、別表第9及び別表第10に掲げる金額とし、利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りではない。

(使用料等の減免)

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 指定管理者は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(使用料等の還付)

第13条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付することができる。

(1) 不可抗力により使用することができなくなったとき。

(2) 第9条第3号により使用を取り消されたとき。

(3) 使用の前日（屋外体育施設については、使用許可時間）までに許可の取り消し、又は変更を申し出て、直営施設は委員会に、指定管理施設は指定管理者において正当

であると認めたとき。

(特殊の設備)

第14条 直営施設の利用者は、特殊の設備をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。

2 指定管理施設の利用者は、特殊の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

3 使用終了後は、直ちに原状に復さなければならない。前条により使用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害の賠償)

第15条 利用者は、設備その他の物件を損傷し、又は亡失したときは、速やかにその賠償額を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、その都度委員会が定める。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 利用者は、使用の権利を他に譲渡し、又は貸与することができない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。
用する場合は、使用日の3日前までに使用許可申請をしなければならない。